

地域指定年度	平成18年度
計画策定年度	平成18年度
計画見直し年度	平成23年度
	平成29年度
	令和3年度

日光農業振興地域整備計画書

令和4年3月

栃木県日光市

目 次

計画策定の趣旨	1
第 1 農用地利用計画	2
1 土地利用区分の方向	2
(1) 土地利用の方向	2
ア 土地利用の構想	2
イ 農用地区域の設定方針	4
(2) 農業上の土地利用の方向	5
ア 農用地等利用の方針	5
イ 用途区分の構想	6
ウ 特別な用途区分の構想	9
2 目標とする農用地等の面積と確保に関する事項	9
3 農用地利用計画	10
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	11
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	11
2 農業生産基盤整備開発計画	14
3 森林の整備その他林業の振興との関連	15
4 他事業との関連	15
第 3 農用地等の保全計画	16
1 農用地等の保全の方向	16
2 農用地等保全整備計画	16
3 農用地等の保全のための活動	17
4 森林の整備その他林業の振興との関連	17
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	18
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	18
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	18
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	23
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	24
3 森林の整備その他林業の振興との関連	25
第 5 農業近代化施設の整備計画	26
1 農業近代化施設の整備の方向	26
2 農業近代化施設整備計画	26
3 森林の整備その他林業の振興との関連	26
第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	27
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	27

2	農業就業者育成・確保施設整備計画	27
3	農業を担うべき者のための支援の活動	27
4	森林の整備その他林業の振興との関連	28
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	29
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	29
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	30
3	農業従事者就業促進施設	30
4	森林の整備その他林業の振興との関連	30
第8	生活環境施設の整備計画	31
1	生活環境施設の整備の目標	31
2	生活環境施設整備計画	33
3	森林の整備その他林業の振興との関連	33
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	33
第9	付図	別添
1	土地利用計画図（付図1号）	34
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	34
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	34
別記	農用地利用計画	別添
(1)	農用地区域	
(2)	用途区分	

計画策定の趣旨

日光市（以下「本市」という。）は、豊かな自然環境を有し、快適な生活環境の整備や観光の振興など自然や歴史と産業が融合したまちづくりを基本としている。

農業生産を取り巻く環境は、担い手の減少や農業従事者の高齢化、農作物の価格低迷、鳥獣被害、荒廃農地の増加等、課題が山積みであるのに加え、新型コロナウイルス蔓延の影響によりますます厳しい情勢にある。

このような情勢の中で本市における農業振興を図るためには、認定農業者等の農業後継者（以下「担い手」という。）の育成はもちろんのこと、農地の集積・集約化や地域の合意形成に基づいた農地の有効利用、生産性の向上を図り、効率的かつ安定的な農業経営を展開していく必要がある。「多様な担い手の育成・確保」、「農作業の効率化」を図り、農業の持続的発展に努めていくほか、地産地消、体験農園など都市部と農村との交流に重点を置いた取組を積極的に展開し、荒廃農地等を有効活用することで、農地の多面的機能の発揮に努めていかなければならない。

前回の見直し後、約5年が経過したが、本市の農業は、都市化による担い手の減少や後継者不足等の問題が深刻となっている。このため、本市の農業振興を図る上で、適正な土地利用及び農業生産の目標等を総合的に見直す必要が生じている。

また、農地法の改正、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し、水田フル活用ビジョンの作成、人・農地プランの作成、農地中間管理機構、日本型直接支払制度、農業の有する多面的な機能の発揮の促進に関する計画など、社会情勢に伴い日々変化する国の制度を踏まえて、総合的に再検討が必要な状況である。

併せて、集落に介在する農地や近代化の図れない農地の土地利用について再度検討する必要があるほか、全国的に地方の農業が衰退している中で、本市として、今後の農業のあり方を示し、農業振興を図ると同時に、生活環境を整備して行く必要があり、それに伴う土地利用計画の変更が必要である。

上記の結果を踏まえ、整備計画を再検討し、別記のとおり計画を変更することとした。

なお、本計画は、栃木県農業振興地域整備基本方針と整合性を図りながら、農業及び農村に関する施策を実現するための基本計画として位置付けされるものであり、長期的視点から策定したものである。

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 本市の位置と面積

本市は、栃木県の北西部に位置し、北は福島県、西は群馬県に接し、県都である宇都宮市から20km圏内である。周囲が全て他の市町と隣接している内陸都市で、東は宇都宮市、那須塩原市、塩谷郡塩谷町、西は群馬県沼田市、みどり市、利根郡片品村、北は福島県南会津郡南会津町、檜枝岐村、南は鹿沼市の9市町村に接している。日光火山群と鬼怒川上流域、大谷川流域等に広がる市域の総面積は1,449.83km²で、関東最大、全国でも岐阜県高山市と静岡県浜松市に次いで第3位、県土の約4分の1を占める広大な面積を有している。また、日光国立公園地域を中心とする山間部の多くは、水源涵養や自然環境の保全等の機能を担う振興山村地域に指定されているほか、一部地域は水源地域にも指定され、自然環境や農村の田園風景、世界遺産「日光の社寺」をはじめとする歴史的・文化的遺産など多くの観光資源に恵まれている。

(イ) 自然条件

気候は、内陸性気候に属し、夏季は比較的涼しく、冬季は氷点下になることも多く、四季折々の寒暖の差が美しい自然景観を醸し出している。

土壌条件は、表土は、火山灰からできた黒色又は黒褐色の黒ぼく土であり、特に今市扇状地は、比較的肥沃な土壌である。

水利は、鬼怒川水系、日光中禅寺湖を源とする大谷川などが貫流しており、大小の支流と豊富な地下水に恵まれている。

(ウ) 人口・産業動向

人口の動向については、平成17年国勢調査によると、総人口は94,291人であったのに対し、平成27年には83,446人と11.5%も減少し、平成30年には80,000人を下回った。特に高齢化が進む農村地域においては、農業従事者の減少、若年層の都市への流出等により集落機能や地域の活力の低下が問題となっている。

また、市内の産業構造を国勢調査結果の就業者の割合から見た場合、平成27年では第1次産業が5.1%、第2次産業が26.7%、第3次産業が66.1%であり、第3次産業の就業人口の割合が高い。市内総生産額の割合(平成30年とちぎの市町村民経済計算)から見ると、第1次産業が2.4%、第2次産業が37.3%、第3次産業が59.5%と観光業が基幹産業である本市の特徴を表している。

産業の振興は、日光圏域(広域生活圏)の中核都市として、四季を通じて変化に富んだ観光・スポーツ・レクリエーションが可能であるため、国内外から多くの観光客が訪れる観光保養地としての地域的特性を生かしつつ、農産物のブランド化等、地域産物を活用した総合的な産業発展を図ることが必要である。

(エ) 土地利用の方向

土地は、市民の生活や生産などを支える共通の基盤であり、現在及び将来における限り

ある資源である。豊かな自然環境の保全を基本に、市域を構成する諸地域の社会的、経済的、文化的な特徴に配慮しながら、それらが有機的に結び付き、均衡ある発展につながる都市空間構造の形成が図られるよう、計画的かつ効果的な利用を目指す。

土地利用については、自然や市街地、産業用地など、既存の立地特性を生かしながら、市内を大きく四つのゾーンに区分し、適正な対応を進めていく。

①都市ゾーン

用途地域となっている今市市街地及びその周辺部、日光市街地及びその周辺部、鬼怒川温泉市街地及びその周辺部、新市街地となっているJR下野大沢駅周辺部の4地域を都市ゾーンとしている。

良好な都市環境の形成、多様な都市機能の集積、災害に対する安全性の向上やバリアフリー化の推進など、質の高い社会資本の整備を進めるとともに、用途地域や地区計画などによる適正な土地利用の形成及び魅力ある街並み景観の形成に努める。

また、集約型都市構造の構築による持続可能な都市づくりを基本として、土地利用の質的向上を図り、安全で機能的な都市基盤の創出に努める。

②農業ゾーン

農業振興地域（以下「本地域」という。）に指定された市域中央部から南東部にかけて農村地帯が含まれ、農業集落における生活環境の充実を図っていく。また、農用地については、安全かつ安定した食料生産を今後とも維持する最も基礎的な土地資源として、本地域における計画的な保全や遊休農地の有効利用などを促し、田園景観や環境保全といった多面的機能の確保や都市と農村の交流資源として活用を図っていく。

③自然公園ゾーン

日光国立公園及び尾瀬国立公園とその周辺の市域北部から南西部にかけて連続する森林地帯を指し、日光市を象徴する景勝地として、あるいは市民の健康維持や休養の場、自然体験学習の場、身近に自然と触れ合える場として、優れた環境の保護と適正な利用に努める。

④森林ゾーン

自然公園ゾーンを除く市域中央部から南東部にかけて農村地帯などが該当し、木材などの林産物を安定的に供給する経済的機能や自然環境の保全、水源の涵養、地球温暖化防止などの公益的機能により、貴重な生態系にも配慮しながら積極的な保全を図っていく。

また、レクリエーションなどの場としての活用にも努める。

単位：ha、%

	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地・工業用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和2年)	6,445.5	46.4	15.6	0.1	4,395.3	31.6	その他 計上	-	3,044.4	21.9	13,900.8	100.0
目標 (令和12年)	6,439.6	46.3	17.2	0.1	4,395.3	31.6	その他 計上	-	3,048.7	21.9	13,900.8	100.0
増減	▲5.9		1.6		0.0				4.3		0.0	

注) 資料：日光市資料

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地6,445.5haのうち、aからcまでに該当する農用地であって、以下の地域、地区及び施設等の整備に係る農用地を除いた土地について、農用地区域を設定する方針である。

- a 集团的に存在する10ha以上の農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
- c a又はb以外の土地であって、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るための土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
ただし、cの土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。
(a)集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地
(b)自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが適さない農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農道や用排水路等を含め農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

設定なし。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の土地利用は、森林が全体の約 83%を占め、続き農地が 3.7%、宅地が 1.7%、湖沼が 1.1%となっている。自然的土地利用が市域の大部分を占める一方で、可住地面積が極めて少ないのが特徴である。市の北部から南西部にかけて、日光国立公園及び尾瀬国立公園に象徴される連続する森林地帯が広がり、中央部から南部にかけては、農林業地帯が形成されている。その農林業地帯の中に、いくつかの市街地などの都市空間が形成されている状況である。

本市における農用地は、ほとんどが水田であり、水稻主体の土地利用型農業の生産基盤となっている。北部には採草放牧地が広がり、酪農、肉用牛の飼料基盤として利用されている。農用地は、生産基盤として利用することはもとより、利用することによって農業が持つ多面的機能発揮の貢献も期待できることから、持続的に農用地の利用を図っていくことが重要である。

水田は、安定した米の生産をベースとした営農体系を整えて、消費者ニーズに合わせ需要予測を立てた中で、他産地よりもワンランク上の米づくりを基本に、経営所得安定対策や産地交付金なども活用していく。条件が整った水田は農地集積による経営規模拡大の推進のほか、新規需要米（米粉用米、飼料用米等）、加工用米や大豆、麦、野菜等への作付転換を進め、多品種生産の園芸の展開など農地の利用に努めていく。ほ場条件が整っていない水田は、ほ場区画の大型化、農業用排水路整備補修等の農業生産基盤の整備を推進し、農地の高度利用に努めていく。

畑は、本市の地域特性となる地形と気象条件を生かし、露地野菜等の生産振興を図っている。農用地の立地条件に配慮しながら、地域に適応した作目の栽培による高品質化、生産者の顔が見える安全安心な農産物の生産拡大、ブランド力の強化（高付加価値化）、生産体制の強化を行う。そのほか、かん水作業の省力化、多目的利用を図るため、かんがい施設整備、作業道整備、土壌改良等のほ場条件の整備を推進し、輪作による農地の高度利用による優良農地の保全に努めていく。

採草放牧地は、酪農、肉用牛を中心とした畜産業の振興を図る上で重要であるため、草地改良を推進し、農用地の高度利用に努めつつ、優良農用地を確保していく。併せて、観光農業の発展のため、体験や交流の場となる観光農園の整備を図り、優良農地の保全に努めていく。

農業用施設用地は、集出荷貯蔵施設、乾燥施設、育苗施設等の農業近代化を図る施設の土地であり、今後も施設の高度利用に努めていく。

近年は、都市化の進展等による営農環境の悪化や営農条件の厳しい農地から荒廃農地が進みつつあるほか、有害鳥獣による農作物の被害が問題となっている。このため、農作物の安定生産と農用地の保全により、荒廃農地の抑制を図り、鳥獣害対策を行うことで農地の高度利用に努めていく。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
今市地域	3,372.6	3,378.5	59	291.0	290.2	▲0.8	0.0	0.0	0.0	13.5	15.0	1.5	3,677.1	3,683.7	6.6	0.0
日光地域	221.3	221.8	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	221.3	221.8	0.5	0.0
藤原地域	292.2	292.1	▲0.1	46.0	46.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	338.2	338.1	0.1	0.0
栗山地域	7.3	7.2	▲0.1	520.3	515.7	▲4.6	0.0	0.0	0.0	2.1	2.2	0.1	529.7	525.1	4.6	0.0
計	3,893.4	3,899.6	6.2	857.3	851.9	▲5.4	0.0	0.0	0.0	15.6	17.2	1.6	4,766.3	4,768.7	2.4	0.0

(注) 現況：令和2年、将来：令和12年。現況面積は土地マスターによる積上面積である。

イ 用途区分の構想

土地利用の基本方針を踏まえ、今後の利用区分ごとの基本方向を以下のように定める。

【今市地域】

今市地域は、四つ（小百川流域、今市扇状地、赤堀川・田川流域、行川流域）の地区に分類される。各地区は、自然的条件等によりそれぞれ異なった特色を持つため、その実情を考慮し、用途区分を次のとおり定める。

(ア) 小百川流域地区

小百川・板穴川水系に属する本地区の農用地は、山間部の傾斜地にあり、水田と採草放牧地として利用されている。今後、水田については、小規模分散している実状を踏まえ、人・農地プランの実現に向けて、農地中間管理事業、ほ場区画の大型化の検討や、担い手を中心にほ場条件等が整っている農地から農地の集積・集約化を図っていく。また、採草放牧地については、草地改良を進め、自給飼料の確保及び畜産農家の負担軽減による経営の安定に努めつつ、多面的機能の発揮への貢献を図っていく。

(イ) 今市扇状地地区

大谷川・鬼怒川水系に属する本地区の農用地は、全体が平坦で水田比率が高く、他の地域に比べ経営規模が大きい地区である。今後は、人・農地プランの実現に向けて、農地中間管理事業、担い手を中心に農地の集積・集約化を推進する。また、経営所得安定対策に基づく飼料用米等の新規需要米や加工用米等の戦略作物の導入を図る。

(ウ) 赤堀川・田川流域地区

赤堀川・田川水系に属する本地区の農用地は、日光市の定める都市計画法の用途地域に接していることから都市化の進展が著しい。今後も都市化の進展は続くと予測される。このような状況下、本地区での農用地は、水田としての利用を基本としつつ、人・農地プランの実現に向けて、農地中間管理事業、担い手を中心に農地の集積・集約化を推進する。また、経営所得安定対策に基づく飼料用米等の新規需要米や加工用米等の戦略作物導入を図る。

(エ) 行川流域地区

行川、武子川水系に属する本地区の農用地は、中山間地域に存在し、経営規模も小さく、他地区と比較し畑の比率が高い。今後は、水田については、人・農地プランの実現に向けて、農地中間管理事業、ほ場区画の大型化の検討や、ほ場条件等が整っている農地から担い手を中心に農地の集積・集約化を図っていく。また、水田フル活用ビジョンに基づき、担い手を中心に産地交付金利用等を利用して、農用地の利用集積によるそばの団地化を進める。なお、必要に応じ野菜生産への転換も検討する。

【日光地域】

日光地域は、五つ（戦場ヶ原、大谷川北部、七里・野口・和泉、山久保、小来川）の地区に分類される。各地区は、自然的条件等によりそれぞれ異なった特色を持つため、その実情を考慮し、用途区分を次のとおり定める。

(ア) 戦場ヶ原地区

戦場ヶ原に展開する高冷地野菜団地は、高性能農業機械による営農体系が確立している。今後も畑として利用を促進するため、農地の集約を基本に、必要に応じ農道整備等を行い高品質な園芸作物の生産拡大を図る。

(イ) 大谷川北部地区

水田としての利用が基本である本地区では、小規模水田が分散している。今後は、人・農地プランの実現に向けて、農地中間管理事業、ほ場区画の大型化の検討や、ほ場条件等が整っている農地から担い手を中心に農地の集積・集約化を図っていく。また、水田フル活用ビジョンに基づき、担い手を中心に産地交付金等を利用して、そばの生産を推進する。

(ウ) 七里・野口・和泉地区

大谷川水系に属する本地区の農用地は、比較的平坦で水田比率が高い。今後は、人・農地プランの実現に向けて、農地中間管理事業、担い手中心に農地の集積・集約化を推進する。また、経営所得安定対策に基づく飼料用米等の新規需要米や加工用米等の戦略作物導入を図る。

(エ) 山久保地区

中山間地域等に属する本地区の農用地は、傾斜地の中に展開する農地が多い。そのため、日本型直接支払制度等の活用により、地域一体となった農地保全に努める。

(オ) 小来川地区

中山間地域等に属する本地区の農用地は主として水田として利用されている。しかし、経営面積は小さく、未整備の農地も多い。今後は、人・農地プランの実現に向けて、農地中間管理事業、ほ場区画の大型化の検討や、ほ場条件等が整っている農地から担い手中心に農地の集積・集約化を図っていく。また、高性能農業機械導入による合理化を目指し、農道、用排水路の基盤整備を実施し水田の有効利用を図る。本地区では、そばの生産が盛んであるため、担い手を中心に、水田フル活用ビジョンに基づき、産地交付金等の利用によるそばの団地化を推進する。

【藤原地域】

藤原地域は、三つ（三依、高原、藤原）の地区に分類される。中山間地域に属する3地区では、それぞれ異なった特色を持つため、その実情を考慮し、用途区分を次のとおり定める。

（ア）三依地区

本地区の農用地は、水田を活用したそばの生産と、高冷地の気象条件等を生かした野菜生産による畑地利用が行われている。今後、そばについては水田フル活用ビジョンに基づき、担い手を中心に産地交付金の利用による生産を促進させる。また、野菜については、情報発信・異業種連携を図り、ブランド力強化に努める。また、横川放牧場は、肉用牛の生産振興を図るため、草地改良を進め、自給飼料の確保および畜産農家の負担軽減による経営の安定に努めつつ、多面的機能の発揮への貢献を図る。

（イ）高原地区

本地区の農用地は、高冷地の気象条件等を生かした高品質の大根、ほうれん草等の畑地利用及び酪農による畜産的土地利用が行われている。今後も安定的な経営を図るため、情報発信・異業種連携を図りつつ、ブランド力強化に努めながら、畑地利用、畜産的土地利用を促進させる。

（ウ）藤原地区

本地区の農用地は、主として水田として利用されている。しかし、経営面積は小さく、未整備の農地も多い。今後は人・農地プランの実現に向けて、農地中間管理事業、ほ場区画の大型化の検討や、ほ場条件等が整っている農地から担い手を中心に農地の集積・集約化を図っていく。また、農業農村体験メニュー作りも視野に入れて、農道、用排水路の基盤整備を行い、優良農地の確保を図る。

【栗山地域】

栗山地域は、四つ（日蔭、上栗山、土呂部、湯西川）の地区に分類される。中山間地域に属する4地区では、畜産的土地利用や畑地利用が行われている。また、鳥獣被害の著しい地域であるため、農業者の営農意欲減退を防ぐための対策が必要である。それぞれの地区で、異なった特色を持つため、その実情を考慮し、用途区分を次のとおり定める。

（ア）日蔭地区

本地区の農用地は、主として採草放牧地として利用されている。今後も、肉用牛生産の振興を図るため、草地改良を進め、自給飼料の確保及び畜産農家の負担軽減による経営の安定に努めつつ、多面的機能の発揮への貢献を図るとともに、放牧用施設等を整備する。

（イ）上栗山地区

本地区の農用地は、主として採草放牧地として利用されている。今後も、肉用牛生産の振興を図るため、草地改良を進め、自給飼料の確保及び畜産農家の負担軽減による経営の安定に努めつつ、多面的機能の発揮への貢献を図るとともに、放牧用施設等

を整備する。

また、大笹牧場においても乳用牛の育成牧場としての活用を図りながら、草地改良を進めつつ観光牧場としての維持発展を推進する。

(ウ) 土呂部地区

本地区の農用地は、主として採草放牧地として利用されている。今後も、肉用牛生産の振興を図るため、草地改良を進め、自給飼料の確保及び畜産農家の負担軽減による経営の安定に努めつつ、多面的機能の発揮への貢献を図るとともに、放牧用施設等を整備する。

(エ) 湯西川地区

本地区の農用地は、主として高冷地の気象条件等を生かした野菜生産による畑地利用が行われている。今後も安定的な経営を図るため、情報発信・異業種連携を図り、ブランド力強化に努めながら、畑地利用を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし。

2 目標とする農用地等の面積と確保に関する事項

(1) 基準年（令和元年）の農用地区域内の農地（耕地）面積

農地（耕地）面積 …………… 3,725.0ha

(2) 目標年（令和12年）までに減少が見込まれる農用地区域内の農地面積

農用地等を農用地等以外の用途に供するための農用地区域からの除外や耕作放棄地の発生について、過去5年間のすう勢が今後も継続した場合を見込むものとする。

農地（耕地）の減少面積 …………… 10.1ha

(3) 目標年（令和12年）までに見込まれる農用地区域への編入及び除外抑制面積

農振白地地域の農地のうち、10ha以上の集団的に存在する農地の一部及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進によって農用地区域に編入する面積を見込むものとする。

農用地区域への編入及び除外抑制面積 …………… 168.3ha

(4) 目標年（令和12年）までに見込まれる荒廃農地の抑制及び再生面積

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化や多面的機能支払交付金による地域活動の実施により、地域ぐるみによる農地保全に関する共同活動の推進によって、今後発生が見込まれる荒廃農地を抑制する。

また、既存の荒廃農地及び今後発生する荒廃農地については、農業経営の安定化に向けた取組によって再生・有効利用を図ることとする。

荒廃農地発生抑制及び再生面積 …………… 46.0ha

〔 ※ 抑制面積は今後発生が見込まれる荒廃農地を抑制する面積である。 〕
〔 ※ 再生面積は現在発生している荒廃農地を再生する面積である。 〕

(5) 市独自理由による農用地の減少面積

令和2年度に実施した基礎調査に基づく編入面積 …………… 3.4ha

令和2年度に実施した基礎調査に基づく除外面積 …………… 2.6ha

(6) 目標年（令和12年）において確保される農用地等の面積

農地（耕地）面積 …………… 3,884.0ha

3 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市農業は稲作を中心とした土地利用型農業に野菜や畜産等との複合経営を主として、また地域実情に応じて様々な土地利用が展開されている。なかでも、鳥獣被害の多発する中山間地域や混住化の進む都市的地域を併せ持っている本市においては、その立地性を考慮した生産方法で産地化を図ってきた経緯がある。

本市の水田整備率は35.4%（令和2年度末現在）と低い状況にあることから、ほ場の大区画化、汎用化を図る農地整備事業を重点的に推進し、農地中間管理機構と連携した担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、収益性の高い土地利用型園芸の導入・生産拡大を図っていく必要がある。また、整備が完了した地区についても、古くは約40年が経過するような地区も存在し、狭小なほ場区画や、用排水施設の老朽化により、再整備の検討が必要な地区も発生してきている。

農地整備事業の実施計画では、継続3地区に加えて、轟地区（令和8年度採択）、沢又地区（令和4年度採択）の2地区を新たな要望地区として位置付けていることから、本市だけでなく地域や県と一体となり、事業化に向けた計画的な推進を行っていく。

今後の整備の方向は、地域特性に十分考慮し、人・農地プランの実現に向けて、農地中間管理事業を活用して、担い手への農用地の利用集積を促進する、ほ場区画の大型化を推進するほか、水田は合理的な輪作農法の確立を基本に耕地利用率の向上を図るため、暗きょ排水施設整備等を推進する。

また、維持管理の軽減を図るため、農業用排水路と農道の補修、用排水の暗きょ化、農道舗装、高性能大型農業機械の整備に伴い必要となる農業者の居住地とほ場、又はほ場間における機械の移動が円滑に実施できるよう農道の整備を推進する。

併せて、用排水路等の土地改良施設の老朽化が進み、機能が低下しつつあるため、補修の緊急性の高い土地改良施設を対象に機能の維持を図るため、予防保全に努めていく。

【今市地域】

本地域における農用地の大部分は水田であり、稲作中心の経営形態により土地利用が図られている。

今後は、生態系に配慮した農業生産基盤整備事業の導入を図るとともに、担い手を中心に農用地の利用集積を促進し、農業生産の向上を目指す。

なお、今後の地区別の農業生産基盤整備開発構想は次のとおりである。

（ア）小百川流域地区

中山間地域の傾斜地と小百川、板穴川の流域に点在する水田により構成される本地区は、農業生産基盤整備は遅れている。

本地区では、耕地所有面積も少なく、ほとんどが兼業農家で担い手への集積・集約化が必要な地区でもある。これまで、日本型直接支払制度を実施してきたが、効率的な農業経営ができるよう農道、用排水施設の保全面管理・更新整備を図る。今後も日本型直接支払制度を実施しながら地域一体となった農地保全に努めつつ、担い手への農地の集積・集約化も図り優良農地の確保に努める。

(イ) 今市扇状地地区

広大な水田を有する大谷川の扇状地であり、農業生産基盤整備が最も進んでいる地区である。今後は、ストックマネジメント、アセットマネジメントを推進しながら、必要に応じた農業生産基盤整備を実施する。中でも用水改良や区画整備を通じ、担い手への農地の集積・集約化を図り、農地の高度利用に努める。

(ウ) 赤堀川、田川流域地区

比較的平坦な水田地域である本地区では、農業経営の規模拡大に向けて、ほ場区画の大型化をはじめとした農業生産基盤整備を行う。今後は、人・農地プランに基づく担い手への農地の集積・集約化を促進させ、農地の高度利用を図るとともに、情報発信等の強化を図り、ブランド力ある稲作の推進に努める。

(エ) 行川流域地区

行川沿岸周辺の山裾の傾斜地農地が主となる本地区では、ほ場1区画当たりの面積も狭小である。このため、ほ場区画の大型化をはじめとした農業生産基盤整備の検討を行う。また、農業生産基盤整備が進んでいる農地を中心に、売れる農産物生産をはじめとした畑作の生産力強化に励み、優良農地確保に向けた取組を推進する。

【日光地域】

本地域における農用地は、水田、畑作、畜産的土地利用（酪農）としてそれぞれ土地利用が図られている。中山間地域に属する本地域のほ場は比較的狭小であり、鉄道交通などで分断されるなどの条件不利性が存在する。

農作業の省力化を基本に、地域別営農類型区分に基づく基幹作目の主産地化を進めるとともに、高性能農業機械の導入、共同利用施設の整備により、それぞれの用途別に高生産性農業の確立を推進する。

今後の地区別の農業生産基盤整備開発構想は次のとおりである。

(ア) 戦場ヶ原地区

高冷地の畑地帯であり、いちごをはじめとする山上げ栽培が行われている。高性能農業機械による省力化も図られつつあるが、今後は、情報発信・異業種連携等、ブランド力強化に向けて農産物の差別化を図りながら、生産コスト低減、流通整備・品質向上を図るため農道整備等を中心に農業生産基盤整備を推進する。

(イ) 大谷川北部地区

小規模水田の分散する本地区では、農道も幅員狭小である。そのため、高性能農業機械に対応できるほ場区画の大型化、人・農地プランに基づく担い手への農地の集積・集約化を図りながら農道整備を図る。

(ウ) 七里・野口・和泉地区

比較的平坦な水田を有する本地区では、優良農地を確保しながら、高度利用に努めるための整備が必要である。ほ場区画の大型化や高性能農業機械化・省力化強化を図るため、農道整備を図る。

(エ) 山久保地区

山間部に点在する傾斜地等条件不利性の農用地が多い本地区では、ほ場整備が困難であるため、それ以外での作業性の向上や生産性の向上のための取組が必要である。そのため、高性能農業機械導入に対応可能な農道整備を図る。

(オ) 小来川地区

黒川の水源郷で、山間部に点在する傾斜地等条件不利性の農用地が多い本地区では、ほ場整備が困難であるため、それ以外での作業性の向上や生産性の向上のための取組が必要である。そばによる振興等が行われている実状を踏まえ、農道網整備とかんがい排水路の整備を図る。

【藤原地域】

本地域における農用地は水田、畑作を中心に土地利用が図られている。一部に平坦な農地も存在するが、中山間地域に属する本地域のほ場は比較的狭小である。

農作業の省力化を基本に、地域別営農類型区分に基づく基幹作目の主産地化を進めるとともに、高性能な機械の導入、共同利用施設の整備により、用途別に高生産性農業の確立を推進する。

なお、今後の地区別の農業生産基盤整備開発構想は次のとおりである。

(ア) 三依地区

高冷地野菜（ほうれん草、大根等）とそばの生産が盛んな本地区では、担い手への農地の集積・集約化も含め、高性能農業機械導入に対応したほ場区画の大型化等の整備を推進する。

また、市営横川放牧場内において、ほ場の効率的な管理利用を推進するため農道網整備を図る。

(イ) 高原地区

酪農のほか、高冷地野菜（ほうれん草、大根等）の生産が盛んな本地区では、運搬時の荷痛み防止や農作業省力化を図るため農道整備を図る。

(ウ) 藤原地区

山間部に点在する傾斜地等条件不利性の農用地が多い本地区では、狭小なほ場が多く農道の幅員も狭小である。今後は、生産コストの低減、作業の能率向上を図るため高性能農業機械導入に対応した農道を整備する。また、農業用水の安定的な確保と生産性向上を目指し農業用排水路の整備を図る。

【栗山地域】

本地域における農用地は畑地、畜産的土地利用（肉用牛）を中心に土地利用が行われている。鬼怒川、湯西川の河川沿いに耕地も展開するが、大部分は山間部にある採草放牧地としての利用が行われている。

畑作、畜産的土地利用を基本として、地域別営農類型区分に基づく基幹作目の主産地化を進めるとともに、高性能農業機械導入、共同利用施設の整備により、用途別に高生産性

農業の確立を推進する。

なお、今後の地区別の農業生産基盤整備開発構想は次のとおりである。

(ア) 上栗山地区

採草放牧地を利用した肉用牛生産を行う本地区では、効率的な管理利用を推進するため草地改良及び用排水施設の整備を図る。

(イ) 土呂部地区

採草放牧地を利用した肉用牛と高冷地野菜の生産を行う本地区では、効率的な管理利用を推進するため草地改良及び牧柵の整備を図る。

(ウ) 湯西川地区

高冷地野菜を生産する本地区では、ほ場整備、農道整備はほぼ完了している。今後は、必要に応じた整備を行いながら、観光との連携を促進する生産基盤の整備を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
県・(競) 農業競争力強化農地整備事業	区画整理 39ha	山口	39	1	平成 28 年度～令和 4 年度
県・(競) 農業競争力強化農地整備事業	区画整理 66ha	薄井沢	66	2	令和 2 年度～令和 8 年度
県・(競) 農業競争力強化農地整備事業	区画整理 51ha	沢又	51	3	令和 4 年度～令和 10 年度
県・(競) 農業競争力強化農地整備事業	区画整理 40ha	轟	40	4	令和 7 年度～令和 13 年度
団・農地耕作条件改善事業	用水路工 1,012m	水無・森友	90	5	令和 2 年度～令和 4 年度
県・(交) 農地整備事業	区画整理 37ha	田川流域	37	6	平成 24 年度～令和 4 年度

農業生産基盤整備開発計画図 (別添：計画書付図 2 号)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林は、総土地面積 144,983ha のうち森林面積は 120,180ha（83%）と森林比率が高いことから、森林の整備の必要性は高まっている。森林は林産物の生産の場としてだけではなく国土の保全、水資源の涵養、生活環境の保全、保健休養の場の提供等の公益機能を有していることから、林業的土地利用と農業的土地利用の調整を図っていく必要がある。

林業振興は、水源涵養、自然生態の保全・育成や災害・鳥獣害防止等農業振興においても大きな影響があるため、日光市森林整備計画との調整を図り、中山間地域の農道整備は、有機的連携を図った中で効率的な整備に努めていく。

4 他事業との関連

農業生産基盤の整備は、農村地域の環境整備としての要素も大きいため、一般道路等他事業との整合性を確保しつつ、総合的な視点からの事業の推進に努めていく。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地は、作物の生産の場であるとともに、美しい景観の形成や、水源の涵養など国土や環境の保全機能としても寄与し、遊水調整による防災機能を発揮する等、農業生産活動を行うことにより生ずる多面的機能を発揮する。

しかし、農業者の高齢化や担い手不足など生産環境の変化により、農用地が持つ多面的機能の低下が懸念されている。このため、無秩序な土地利用や荒廃農地の増加を防ぎ、生産基盤である農地を営農に適した優良な状態で保全することが重要である。このため、農地流動化による農用地の集積と、耕地利用率の向上を図ることで、農用地等の保全に努めていくほか、中山間地域は、地域内外の交流強化、鳥獣害対策、標高差を生かした作物生産等々を促進させるための情報発信の強化を図る。

農業生産基盤として利用を図る農地は、農業委員会や農地中間管理機構等との連携を図り、日本型直接支払制度により農用地等の保全に努めていく。

また、有害鳥獣による農作物の被害が引き続いており、営農意欲の衰退や耕作放棄が進んでいるため、被害が多い地域を対象に鳥獣害対策として、被害防止施設等の整備を促進し、被害の抑制に努めていく。

用水路等の土地改良施設については、老朽化対策が必要となっている。このため、緊急性のあるものから優先に、施設機能の維持を図るため、予防保全に努めていく。なお、農道や水路の補修に当たっては、地域及び住民による保全活動の推進に努めていく。

2 農用地等保全整備計画

農用地等としての機能低下を防止するためには、ほ場整備事業等により農業生産基盤整備を図りつつ、担い手への農地の集積・集約化や耕地利用率の向上等を図ることで、農地の効率的な利用を推進する。特に荒廃農地の発生しやすい中山間地域は、日本型直接支払制度を活用し、農地保全・地域資源の再評価と非農家市民との交流を図り、地域一体となった農地管理体制を確立し、農村環境の保全を推進する。

事業の種類	受益の範囲		対図番号	備考
	受益地区	受益面積 (ha)		
多面的機能支払	小林：他6地区		1	平成19年度～令和5年度
多面的機能支払	水無・森友：他1地区		2	平成20年度～令和5年度
多面的機能支払	小倉：他12地区		3	平成24年度～令和5年度
多面的機能支払	荊沢：他7地区		4	平成26年度～令和5年度
多面的機能支払	吉沢：他2地区		5	平成27年度～令和6年度
多面的機能支払	長畑：他1地区		6	平成30年度～令和4年度
多面的機能支払	小百：他1地区		7	平成31年度～令和5年度
多面的機能支払推進交付金	小林：他36地区		8	平成19年度～令和6年度

農用地等保全整備計画図（別添：計画書付図3号）

3 農用地等の保全のための活動

(1) 荒廃農地の解消

- ・農業委員会等との連携を図り、経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を積極的に実施するとともに、農作業の受委託を推進し、荒廃農地の発生抑制に努めていく。
- ・日本型直接支払交付金を活用した共同保全活動によって、農用地等の保全に努めていくほか、景観形成作物の栽培を促進し、美しい地域づくりや景観づくりに努めていく。
- ・農業委員会が行う遊休農地の未然防止と、遊休農地の受け手が行う再生利用活動の支援を実施に努めていく。
- ・耕作放棄再生利用緊急対策交付金をはじめとする各種事業を活用し、荒廃農地の解消に努めていく。

(2) 担い手への農地集積

- ・人・農地プランの実現に向けた取組を進める。
- ・経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を活用し、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体である認定農業者等の担い手や新規就農者への農地の集積・集約化に努めていく。また、農地集積について、出し手への周知を積極的に行っていく。
- ・農業者の高齢化や担い手不足が荒廃農地発生要因であるため、県・農業委員会・JA等と連携し、就農相談や就農支援資金等を積極的に活用するなど、新規就農者の受入れに努めていく。

(3) 農業水利施設の計画的な保全の推進

- ・農業水利施設は、地域の用水源として重要な役割を果たしている。このため、農業水利施設の老朽化に対応し、長寿命化に向け、適切な保全管理と計画的な予防保全に努めていく。

(4) 鳥獣被害防止対策

- ・鳥獣被害の減少に向けて、農作物の食害の多い地域を中心に鳥獣被害防止対策を実施している。今後も、捕獲中心の被害対策に加え、防止柵などの設置や鳥獣を寄せ付けない環境づくりに努めていくほか、鳥獣被害が少ない作物の導入を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業が維持発展していくためには、他産業従事者との比較で均衡のとれた農業所得の確保が期待できる担い手の育成が必要である。このため、農業経営基盤強化促進事業により農地の流動化を推進し、担い手に対する農用地の利用集積、規模拡大を図る。

また、水稲、麦、大豆、そば、露地野菜（なす、ほうれん草）、施設野菜（にら、いちご等）、畜産（酪農、肉用牛（繁殖・肥育）、養豚、養鶏）等による複合経営を推進し、農業を主体とする経営体が地域における他産業従事者並みの所得に相当する年間農業所得（従事者1人当たり480万円、1個別経営体当たり600万円程度）、1人当たりの年間労働時間2,000時間程度の水準を実現できるよう経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を推進する。

さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき指標（主たる従事者の年間農業所得200万円程度、1人当たりの年間労働時間2,000時間程度）の実現に向けた農業経営の指導・育成に努める。

併せて、農用地の高度利用や生産機械及び生産施設の共同利用等の集落営農体制の整備により、生産コストの低減や農業就労機会の年間を通じた安定化に寄与することを期待し、労働の省力化を図る。

主 要 な 営 農 類 型

【個別経営体】

営農類型	経営規模 (作付面積等)	生産方式 (主な資本装備)	経営管理の方法等	農業従事の態様
No.1 水稲 + 麦 + 大豆	水稲 8ha 麦 2.5ha 大豆 5ha 作業受託 4ha 経営面積 13ha	トラクター (48ps) 1 台 田植機 (8 条) 1 台 コンバイン (4 条) 1 台 乾燥機 (主に CE, RC 利用) 大豆用収穫機、選別機 1/3 式 乗用管理機 (共同) ドリルシーダー 《その他》 麦・大豆については二毛作 作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・圃場管理システムの確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No.2 水稲 + そば + 麦	水稲 8ha そば 5ha 麦 2.5ha 作業受託 4ha 経営面積 13ha	トラクター (48ps) 1 台 田植機 (8 条) 1 台 コンバイン (4 条) 1 台 乾燥機 (主に CE, RC 利用) そば用収穫機 1/3 式 ドリルシーダー 《その他》 麦・そば・水稲の輪作作付けを行う 作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・圃場管理システムの確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No.3 水稲 + 麦 + 露地野菜	水稲 6ha 野菜 (なす等) 0.2ha 麦 2.5ha 経営面積 8.7ha	トラクター (33ps) 1 台 田植機 (6 条) 1 台 コンバイン (3 条) 1 台 乾燥機 (主に CE, RC 利用) 《その他》 作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・品質管理システムの確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No.4 水稲 + 露地野菜 + 林産物	水稲 3ha 露地野菜 (なす等) 0.2ha 林産物 (しいたけ等) 5,000 本 経営面積 3.45ha	トラクター (25ps) 1 台 田植機 (4 条) 1 台 コンバイン (2 条) 1 台 乾燥機 (主に CE, RC 利用)	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・品質管理システムの確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No.5 水稲 + 果樹	水稲 3ha 果樹 (なし、りんご) 各 0.4ha 経営面積 3.8ha	トラクター (33ps) 1 台 田植機 (6 条) 1 台 コンバイン (3 条) 1 台 乾燥機 (主に CE, RC 利用) スピードスプレーヤー 1 台 草刈機 1 台 《その他》 作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・品質管理システムの確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No.6 水稲 + 林産物	水稲 7ha 林産物 (しいたけ等) 5,000 本 経営面積 7ha	トラクター (33ps) 1 台 田植機 (6 条) 1 台 コンバイン (3 条) 1 台 乾燥機 (主に CE, RC 利用) 《その他》 作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・品質管理システムの確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入

営農類型	経営規模 (作付面積等)	生産方式 (主な資本装備)	経営管理の方法等	農業従事の態様
No.7 水稲 +肉用牛	水稲 7ha 肥育牛(和牛) 40頭 出荷肉牛 25頭 経営面積 7ha	トラクター(33ps) 1台 田植機(6条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(主に CE. RC 利用) 牛舎 糞尿処理施設他 《その他》 作付けの団地化	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記の活用 青色申告の実施 圃場管理、飼育管理システムの確立 環境保全型畜産経営の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結 休日制の導入 臨時雇用の導入
No.8 水稲 +養豚	水稲 7ha 種雌豚 50頭 経営面積 7ha	トラクター(33ps) 1台 田植機(6条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(主に CE. RC 利用) 豚舎ストール舎 育成舎糞尿処理施設他 《その他》 作付けの団地化	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記の活用 青色申告の実施 圃場管理、飼育管理システムの確立 環境保全型畜産経営の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結 休日制の導入 臨時雇用の導入
No.9 切り花 +水稲	切り花(りんどう等) 0.4ha 水稲 5ha 経営面積 5.4ha	園芸用ハウス(パイプハウス) (4,000 m ²) コンバイン3条1台 田植機6条1台 トラクター(33ps) 1台 《その他》 作付けの団地化	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記の活用 青色申告の実施 流通管理システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結 休日制の導入 臨時雇用の導入
No.10 鉢もの	鉢もの(シクラメン等) 0.25ha 経営面積 0.25ha	低コスト耐候性ハウス等 (2,500 m ²) 暖房・灌水施設 トラクター(25ps)	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記の活用 青色申告の実施 流通管理システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結 休日制の導入 臨時雇用の導入
No.11 施設野菜 +水稲	施設野菜(にら)0.5ha 水稲 3ha 経営面積 3.5ha	園芸用パイプハウス(5,000 m ²) トラクター(33ps) 田植機(6条) コンバイン(3条) 乾燥機(主に CE. RC 利用) にら袴取機1台 にら結束機1台	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記の活用 青色申告の実施 品質管理システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結 休日制の導入 臨時雇用の導入
	施設野菜(アスパラガス) 0.3ha 水稲 6ha 経営面積 6.3ha	トラクター(48ps) 1台 田植機(6条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(主に CE. RC 利用) 《その他》 作付けの団地化		
	施設野菜(いちご) 0.3ha 水稲 3ha 経営面積 3.3ha	園芸用パイプハウス(3,000 m ²) 暖房設備・自動換気・カーテン装置 夜冷蔵庫・予冷蔵庫 畦上げ機1台 トラクター(33ps) 田植機(6条) コンバイン(3条) 乾燥機(主に CE. RC 利用)		

営農類型	経営規模 (作付面積等)	生産方式 (主な資本装備)	経営管理の方法等	農業従事の態様
No.12 施設野菜	雨よけほうれん草等 1ha だいこん等 0.5ha 経営面積 1.5ha	トラクター (40ps) 予冷庫 1 台 園芸用パイプハウス (雨よ け) 0.3ha 大根洗い機 1 台 包装机 1 台 調整作業舎 1 棟	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記の活用 青色申告の実施 品質管理システ ムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の 締結 休日制の導入 臨時雇用の導入
No.13 酪農	経産牛 25 頭 育成牛 15 頭 飼料作物 9ha 経営面積 12ha	トラクター (80ps、50ps) 2 台 牛舎 (バンクリナー方式) ロールベラー 1 台 ローダー 1 台 糞尿処理施設他 《その他》 飼料自給率の向上 作付の団地化	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記の活用 青色申告の実施 飼養管理システ ムの確立 環境保全型畜産 経営の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の 締結 休日制の導入 ヘルパーの導入
No.14 肉用牛 (和牛飼育)	飼育牛 (和牛) 70 頭 出荷肉牛 45 頭 飼料作物 5ha 経営面積 5ha	トラクター (30ps) 1 台 牛舎 (バンクリナー方式) ロールベラー 1 台 ローダー 1 台 糞尿処理施設他	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記の活用 青色申告の実施 飼養管理システ ムの確立 環境保全型畜産 経営の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の 締結 休日制の導入 臨時雇用の導入
No.15 肉用牛 (和牛繁殖)	繁殖牛 (和牛) 50 頭 出荷子牛 40 頭 飼料作物 6ha 経営面積 6ha (他公共牧場利用)	牛舎 糞尿処理施設 トラクター (80ps・50ps) 2 台 ロールベラー 1 台 ローダー 1 台	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記の活用 青色申告の実施 飼養管理システ ムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の 締結 休日制の導入 臨時雇用の導入
No.16 養豚	繁殖豚 85 頭 出荷肉豚 1,870 頭 (種雌豚) 110 頭	トラクター(30ps) 1 台 豚舎ストール舎 育成舎 糞尿処理施設 ローダー 1 台他	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記の活用 青色申告の実施 飼養管理システ ムの確立 環境保全型畜産 経営の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の 締結 休日制の導入 臨時雇用の導入
No.17 養鶏	採卵鶏 12,000 羽	成鶏舎育成舎 鶏糞乾燥ビニールハウス 育雛機選卵選別機他	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記の活用 青色申告の実施 飼養管理システ ムの確立 環境保全型畜産 経営の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の 締結 休日制の導入 臨時雇用の導入

注) 個別経営体に係る農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定し、主たる従事者 1 人に対し、補助的従事者 1～2 人として示している。

[組織経営体]

営農類型	経営規模 (作付面積等)	生産方式 (主な資本装備)	経営管理の方法等	農業従事の態様
No.1 水稲 +麦 +大豆 (主たる従事者3人)	水稲 25ha 麦 7.5ha 大豆 15ha 作業受託 10ha 経営面積 57.5ha	トラクター(50-60ps) 2台 田植機(8条) 2台 コンバイン(5条) 2台 乾燥機(主にCE、RC利用) (ドローンを導入した場合1台) 乗用管理機2台 大豆用収穫機、選別機2台 トリクター他 《その他》 麦・大豆については二毛作 作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・経営分析の実施 ・圃場管理システムの確立	・休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No.2 施設野菜 (主たる従事者2人)	ほうれん草 5ha 経営面積 5ha	トラクター(40,48ps)各1台 包装機1台 園芸用パイプハウス(雨よけ)2ha 調整作業・予冷施設 1棟他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・圃場・品質管理システムの確立	・休日制の導入 ・常時雇用・臨時雇用の導入
No.3 肉用牛 (主たる従事者2人)	繁殖牛(和牛)80頭 出荷子牛 70頭 経営面積 49ha (内採草放牧地40ha)	牛舎2棟 糞尿処理施設 トラクター(50ps・30ps) ローダー1台 《その他》 中山間地	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・飼養管理システムの確立	・休日制の導入 ・臨時雇用の導入

注) 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得額が目標に到達することを基本とする。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業を中心として、農業の担い手不足が深刻化している。兼業農家の高齢化が進み、機械更新、世代交代等を機に急速に農地の集積・集約化、作業の受委託が進んでいるが、担い手の更なる確保が低迷している。また、本市の中山間地域及び山間部においては、農業就業の高齢化、就業人口の減少等に伴って、地域農業の担い手が減少するとともに担い手等に集積されない農地においては一部が遊休化し、又は放棄されてきており、近年増加傾向にある。

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、担い手が受け切れない農地への対策が急務となっている。そのため、①利用権設定等の促進、②農用地利用改善事業の実施、③農作業受委託等の促進、④農業経営の改善を図るために必要な基幹的農業従事者の育成及び確保、⑤その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な施策などを実施していく。

なお、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業経営の発展に躍進できるような農地の有効活用を図る。

本市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、各機関が連携して施策・事業等の推進を実施する。

人・農地プランに位置付けられた中心経営体以外の農地の受け手は、地域農業の担い手として認知されていることから、積極的に認定農業者と位置付けられるよう指導・助言を行う。

認定農業者に対しては、経営改善計画に沿って経営改善が図られるよう、計画の最終年における目標達成に向けて、中小企業診断士等の専門家の活用を推進し、関係機関・団体等が連携して指導・助言等の支援を行う。

	農地利用集積率 (%)	農作業の受委託面積 (ha)	認定農業者数	集落営農組織数	備考
現在 (令和 2 年)	41.2%	受託 370ha	268 人	9 組織	
目標 (令和 12 年)	45.0%	受託 ーha	280 人	12 組織	

- 注) 1 資料：担い手の農地利用集積状況調査
 2 資料：日光市農業成長戦略計画（後期計画）
 3 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

魅力ある農業経営と生産性の高い農業の確立を図るため、担い手への農用地の流動化を推進し、規模拡大及び農用地の効率的な利用を進める。

(1) 農業従事者の育成・支援対策

- ・地域農業を担う対策として、新たな認定農業者を育成するとともに、農業経営改善計画の計画期間が終了する認定農業者は、計画の達成状況を点検し、更なる経営改善を目指す農業者に対しては、新たな計画の作成指導に努める。
- ・若者にとって魅力ある農業を追求し、技術指導、商品開発や経営戦略を学べる場の整備に努めていく。

(2) 農業生産組織の活動促進対策

- ・各関係機関と連携の下で、生産組織のリーダーとなる農家の育成等を行うとともに、J Aの各生産部門別組織活動の活性化に努める。

(3) 農作業の受委託対策

- ・J Aが仲介した兼業農家や高齢農業従事者の農作業について、認定農業者はその受託に努める。

(4) 農作業の共同化対策

- ・日本型直接支払制度の協定組織を中心に、地域での農作業の実態を把握するとともに、農業機械の共同利用を含めた農作業の共同化の推進に努める。

(5) 農用地の集約化対策

- ・農用地の効率的かつ総合的な利用のため、経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を積極的に実施するとともに、農業委員会や農地中間管理機構との連携を進める中で、経営の規模拡大、農地の集約化に努める。
- ・農地に係る情報について、農家台帳等を活用しつつ、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握し、農業者への情報提供を行い、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体への農用地の集積・集約化に努める。

(6) 地力の増進対策

- ・地域ぐるみや家族経営体ごとの輪作体系の確立を支援するとともに、地力増進作物の活用、土壌分析に基づく施肥や耕畜連携を推進する中で、家畜排せつ物やもみ殻等の有機性資源による利活用を図り、消費者の安全・安心志向に対応した環境保全型農業を推進することで、地力の維持増進を図る。

(7) 地産地消の推進

- ・農産物直売所においては、自然・立地条件の特色を生かし、地場産の野菜などを販売することは基より、消費者ニーズを踏まえて少量化や小分け等による販売などの工夫を行う。また、減農薬、減化学肥料栽培など環境保全型農業を推進するほか、消費拡大イベント開催による地元農産物のPRなどにも努め、これらの活動を通し、地産地消の拡大を推進する。
- ・児童生徒の食農教育において、郷土料理や地場農産物の学習を総合学習の一環として位

置付け、一層の食農教育推進を図っていくほか、学校給食における地場農産物の利用拡大についても、今後活動の強化に努める。

- ・市内農家が生産した農産物は、市内飲食店への利用拡大を推進していくとともに、農産物の高品質化などによるブランド力の形成にも努めていく。
- ・地域の特性に応じた農業関連マップの整理作成や、農村を回遊するモデルコースの設定、農業を体験するメニューの掘り起こし等に努め、市内外の協力を得ながら地域資源の活用を図る。
- ・「日光らしい」、「日光にしかない」新たな食の創出を促し、創出された生産物の活用と消費拡大を推進する。

(8) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な施策

- ・農業経営の効率的かつ安定的な発展を目指すため、ほ場整備事業やかんがい廃水事業等の農業基盤整備事業を導入していく。また、乾燥調整システムの確立を目指すため、カントリーエレベーター、ミニライスセンターの用途別活用を積極的に推進する。
- ・農業経営育成の環境整備に資するため、農村の健全な発展の関連する各種の事業等を導入していく。
- ・望ましい営農展開に資するように、水田農業確立による水稻の計画的生産を図るとともに、JA等関係機関との連携により収益性の高い作物の開発に努める。また、土地利用の見直しを通して農用地利用の集積・集約化を進め、効率的な作業単位の形成を図る。
- ・地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農用地利用と林地の有効活用の共存を推進するため、林地を整備し、特用林産物（今市地域：しいたけ、藤原・栗山地域：わさび等）のほだ場等の栽培施設を整備するなど生産性の向上を図り、生産者の組織化を推進する。これにより農林業の所得向上と経営規模の拡大を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市は、消費者ニーズに対応した農業の持続的発展を図り、環境と調和のとれた農業生産への取組を推進する。エコファーマーや耕畜連携による飼料作物の作付け、バイオマス資源（家畜排せつ物やもみ殻等）の有機性資源による利活用を図り、消費者の安全・安心志向に対応した環境保全型農業を推進する。また、卸売市場向けの販売と農産物直売所等での販売のバランスを図りながら販路の確保・開拓を推進する。

また、市の地産地消の主になる施設である、農産物直売所は、今後も消費者のニーズに合わせ、施設の充実を図って行くものとする。

さらに、観光産業との連携や都市住民との交流を含めた農業の展開を推進していく。

併せて、農産物流通の国際化等に対応した農業生産性の向上と複合経営の確立を図るためには、流通施設の整備により流通の合理化を図ることが必要となるほか、農産物の付加価値を高めるためには農産物加工施設の整備、更には市場動向を迅速かつ的確に把握するための情報システムの整備を推進し、現在の農業情勢に合致した近代化施設の整備を推進するため今後の検討が必要となる。

本市の環境条件に対応して、首都圏への安定した高品質の生鮮食料品の供給基地として立脚することを目的に、今後の需要が見込まれる地区別重点作目の振興を積極的に推進する。

水稲については、需要に応じた売れる米づくりを目標に、生産組織を育成し、農地の受委託等による生産の合理化や低コスト化を促進するため、大規模乾燥調整施設等の基幹施設による有効利用を推進する。

野菜については、いちご、にら等の施設野菜の拡大や、なす、ほうれん草等の露地野菜の生産安定を図るために、施設の高度化や作業の機械化等を進める。

畜産については、養豚、肉用牛肥育を中心に振興を図り、適正な飼養規模による計画的な畜産経営を確立するとともに、ニーズに即した堆肥の生産施設・機械の整備などを進め、堆肥利用の拡大を図る。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

今市地域は、森林資源を生かし、間伐材を利用した畜舎や農産物直売所の建設により、生産施設や流通施設の整備を図る。

日光地域、藤原地域及び栗山地域は、間伐材等の活用による畜舎の建築、副産物である堆きゆう肥等、有機物の利用による土づくりの推進、林業生産施設と農業用施設との併設等により、有効な施設利用を図る。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市には新規就農者の育成・確保施設は整備されていないが、農業・農村の活性化を図るため、新規就農者等の担い手の確保・育成は必要不可欠である。このため、日光市農業再生協議会を中心に、県、JA等と連携を図る中で、就農希望者の就農相談や、新規就農者等担い手が効率的かつ安定的な農業経営ができるよう経営相談・支援、農地情報の提供等の広範囲な営農支援体制の充実・強化を図り、人材の確保に努める。

また、集落単位での合意による営農組織の育成に向けて、地区での制度説明会や集落の現状と将来方向についての話し合いを重ね、人・農地プランの実現に向けた様々な支援を行うほか、集落営農組織や作業受委託組織の育成を強力に進め、新規就農者を含めた地域の担い手育成・掘り起こしに努めるとともに、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体への農地の集積・集約化を図る。

さらに、特定農業法人や企業等多様な担い手による農業への新規参入を促す中で、荒廃農地の解消及び農用地の効率的な活用を図る。

認定農業者の育成は、日光市農業再生協議会が中心となり、県とJAと連携する中で、各作目別の生産者組織の活動を通じて、より高度で実践的な技術習得や経営改善指導等、農業経営改善計画の実現に向けた支援を行うとともに、計画期間が終了する認定農業者に対しては、既存計画の成果を点検した上で、さらに効率的かつ安定的な農業経営を目指した新たな計画の作成指導を行う。

また、女性農業者や、高齢農業者又は多様な担い手が地域農業を支えることが重要であり、女性農業者や青年農業者に対しても認定農業者への誘導を図る。学卒就農者、Uターン就農者等の新規就農者に対しては、円滑な就農を促進し、他産業と遜色のない所得及び労働時間を実現するよう営農技術の習得のための研修施設等の整備を図るほか、細分化されている農業組織を統合し、農業・農村・食品に関する情報の共有化・見える化を図る。併せて、市内農業関係の情報のクラウド化を促進させるため、異業種連携を強化しながら、各産業の総合的発展を目指す。

さらに、農産物、物産品等の直売等施設である「日光ブランド情報発信センター」を活用し、就農情報等農業に関する様々な情報を提供し農業の理解促進を図る。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

意欲ある担い手（認定農業者と一定の要件を満たす集落営農組織）を確保・育成する取組を強化するとともに、同対策の対象者の少ない地域においては、早急に地域の担い手を明確化し、その確保・育成の取組を行う。

また、農作業体験などを通じて、農地の多面的機能など、農業に対する子どもたちの理解を深めることで、長期的な視点で将来の農業の担い手を確保する。

- (1) 認定農業者の確保・育成と経営改善支援
 - ・農業経営改善計画の実現に向けた経営管理能力向上や農地の集積・集約化の促進などフォローアップ活動を実施する。
 - ・認定農業者等の経営管理能力の向上のため、簿記記帳や青色申告指導等の研修会を開催するとともに、経営改善に関する相談会・診断会を実施する。
 - ・農業経営改善計画の終期を迎える認定農業者に対して再認定を推進する。
- (2) 農業経営の法人化の推進
 - ・法人設立のための普及・啓発資料を作成・配布するとともに、設立に当たっての個別相談・指導を実施する。
- (3) 集落営農の組織化・法人化の推進
 - ・集落営農の組織化を推進するための地域リーダーの確保・育成に向けた取組を強化する。
 - ・集落座談会等を利用して経理の一元化や法人化についての説明会を行うなど集落営農の組織化・法人化を支援する。
- (4) 担い手の交流活動の促進
 - ・認定農業者等の連帯感の醸成や、集落営農の組織化・法人化、農業経営の法人化への気運の醸成、情報交換等を図るため日光市認定農業者協議会への支援を行う。
- (5) 担い手への農地利用集積の促進等
 - ・集落内における農地の利用状況と農地の貸借（貸し手・借り手）希望者等の実態・意向把握を踏まえた集落の合意形成の取組や遊休農地、耕作放棄地の解消に向けた啓発活動等が展開されるよう、農業委員会・農業公社等に対し、農地利用集積活動等を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域の経済は豊富な観光資源に恵まれ、農林業、商工業及び観光産業が一体となって発展してきた。近年の社会経済の進展及び情報網の急速な発展に伴い、少子高齢化が進行し、若年層の農村離れや、農業従事者の高齢化が進み、本市の産業は、第1次産業を中心に発展してきた。販売農家1,656戸（2015年農林業センサス）のうち、第2種兼業農家（1,138戸）が占める割合は68.7%で後継者不足が大きな問題となっている。一方、商工業及びサービス業は、急速な近代化・合理化が進んでいる。

しかし、農業従事者における他産業の状況を見ると、日雇い・臨時雇い等の不安定兼業農家が多く、農家の後継者においては他産業への就業者が多いのが現状である。その結果、農業従事者の高齢化や担い手不足によって、荒廃農地は増加傾向である。

そこで、農業の振興を図るとともに、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体への農用地の利用集積を促進することが必要である。

そのために、兼業従事者が農業以外の業種に安心して就業できる機会を増加させることが有効となることから、工場誘致を進め、計画的かつ総合的に就業の場を創設・確保することによって、結果として、担い手へ農用地の集積を促していく。

また、個性豊かな地域を創造していくため、都市農村交流を軸に自然景観・農村文化等を活用したグリーン・ツーリズム運動を推進する。

さらに、コミュニティービジネスをはじめ、女性や高齢者によるグループ活動の起業化を推進し、就業機会の増大を図っていく。こうした一連の施策を推進することによって、若年層の農業就業への道を開くとともに、農業就業構造の改善を図っていく。

単位：人

区分			従業地								
I	II		市内			市外			合計		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	農業	正規の職員・従業員	88	20	108	24	5	29	112	25	137
		労働者派遣事業所の派遣社員	2	1	3	0	0	0	2	1	3
		役員	17	6	23	5	1	6	22	7	29
		雇人のある業主	65	6	71	18	1	19	83	7	90
		雇人のない業主	516	61	577	140	16	156	656	77	733
		家族従業者	129	438	567	35	118	153	164	556	720
		従業上の地位「不詳」	6	1	7	1	0	1	7	1	8
		計	823	533	1,356	223	141	364	1,046	674	1,720
自営兼業	農業以外		1,044	634	1,678	282	172	454	1,326	806	2,132
日雇・臨時雇	農業	パート・アルバイト・その他	51	126	177	14	34	48	65	160	225
総計			1,918	1,293	3,211	519	347	866	2,437	1,640	4,077

注) 1 資料：平成27年国勢調査、2015農林業センサス

2 「恒常的勤務」及び「日雇・臨時雇」の合計欄の数値は、「平成27年国勢調査就業状態等基本集計 栃木県 第5-2表 従業上の地位(8区分)、産業(大分類)、男女別15歳以上就業者数」のデータ

3 「自営兼業：農業以外」の合計欄の数値は、「販売農家の農業従事者数(2015年農林業センサス 栃木県 III-11 表より)」から「販売農家の農業就業人口(2015年農林業センサス 栃木県 III-12 表より)」を引いた数値

4 「市内」と「市外」の欄の数値は、「平成27年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計 栃木県 第1表」の「常住地による就業者数」を基に、市内78.7%、市外21.3%として算出

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業目標を実現するため、農業委員会や農地中間管理機構との連携を進める中で、経営の規模拡大、農地の集約化を図り、人・農地プランに位置付けた地域の中心となる経営体に農地集積、農作業の受委託、輪作体系の確立による農用地の有効利用と併せ、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体の法人化を進め、安定的な就業の増大に努めていく。

また、都市住民との交流は、消費者との相互理解等の社会的効果を有するとともに、農産物の需要拡大や就業機会の創出等の経済的効果が期待される。このため、地域の歴史や文化を生かした都市と農村との交流によるコミュニティービジネスをはじめ、女性のグループ活動の起業化を推進し、就業機会の増大に努めていく。

さらに、担い手の経営管理能力、生産技術の向上を図るなど資質の向上に努めるとともに、農業後継者の育成確保、女性の役割の明確化と地位の向上を図るために、教育研修施設の整備と体制の充実、農業のイメージアップ等に努め、総合的な就業の促進をする。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市は森林資源に恵まれていることから、木材の流通加工に関わる既存施設を整備強化するとともに、木材をはじめとした林産物資源を安定的に供給していく体制を構築し、就業の場の拡大に結び付けていく。

森林資源を生かし、日光市公共建築物等木材利用促進方針等に基づいて間伐材を利用した畜舎や農産物直売所や農産物加工施設の整備を促進することにより、快適な就業空間を創出し、就業機会の拡大を図る。

特に、農林業を兼業している事例が多いため、農業と林業の効率的な作業体系を確立するとともに、林内で特用林産物栽培（しいたけ、わさび等）による生産の向上、林産物の活用、農林地を一体とした観光的利用の促進等により就業機会の確保を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

近年の社会・経済情勢や若者の思想の変化に伴い、農村地域への移住が少しずつ増えてきている。本市の豊かな自然と歴史ある文化等の恵まれた地域資源を生かし、農業振興に向けての環境整備に努める必要がある。そのためにも地域全体で農業・農村のあり方に理解を深め、農業の生産環境の整備を図り、農村生活のしやすい地域にする必要がある。

特に農村社会では、生活水準・様式の多様化のなか、住みよい農村地域づくりを進めるため、安全性、保健性、利便性、快適性、文化性などを考慮した施設整備に努め、生産と生活が調和した生活環境施設の整備を進める。

(1) 安全性

①防災・減災

防災行政の基礎となる地域防災計画の点検、見直しを随時行いながら総合的な防災行政の推進に努めるとともに、関係機関と連携し防災意識の向上を図る。

また、地域防災力を強化するため、組織体制の統一と情報交換を図り、防災士の養成や避難行動要支援者の支援体制構築も進める。

②防犯、交通安全

防犯については、自主防犯団体の活動体制強化及び防犯パトロールの充実を図るほか、防犯灯の設置や老朽空き家対策などに迅速に対応し、適正管理の促進を図る。また、市民自らの安全確保のため、防犯に対する知識の普及や意識改革を図る。

交通安全については、交通安全運動や安全教室を実施し、主に高齢者や子どもを対象に交通安全思想の普及を図る。また、交通安全施設の整備や高齢者の運転免許証の自主返納制度の促進も行う。

(2) 保健衛生性

①ごみ処理

家庭ごみ・事業系ごみの減量化・資源循環（3R）を推進するため、ごみの発生抑制、分別の促進などに努めるほか、「資源物回収報奨金制度」の有効活用を図る。

②上下水道

上水道については、水道水の安定供給、給水体制の確立を図るほか、災害などの非常時に対応できる近隣市町との相互協力の体制づくりを推進する。

下水道については、計画的な下水道施設の整備と施設の長寿命化等の維持管理、水質の監視や保全に努める。

③保健・医療

保健・医療については、各種健康診査やがん検診などの充実を図るほか、生活習慣病の発病予防・重篤化予防、こころと身体の健康づくり、市民の健康増進と豊かな人間形成を支える食育を推進する。

また、予防接種や結核検診など、感染症予防事業の充実を図るなど、地域医療の充実も行う。

(3) 利便性

①公共交通

路線バスの運行を確保するための関係機関協議を実施するほか、市営バスの効率的かつ効果的な運行の検討・推進、地域における生活交通への支援などを行う。

また、バスや鉄道利用者の利便性の向上を図るため、効果的な運営に努めるとともに、既存の地方鉄道路線の維持や鉄道利用者の移動円滑化を図る。

②通信

I C Tを活用した情報化の推進として、行政手続の電子化などにより利便性や質の向上を目指すとともに、市民間や市民と行政でのコミュニケーションによる地域の活性化を図る。

また、マイナンバー制度への対応として、事務の効率化や市民の負担軽減化のため、庁内システムや情報提供ネットワークシステムを利活用した独自利用を検討する。

(4) 快適性

①高齢者・障がい者

高齢者においては、社会活動の促進や就労支援、集いの場の提供により、生きがいつくりの推進を行う。また、在宅福祉の充実や見守り体制の構築、介護サービス提供基盤の整備など、高齢者の支援体制を強化する。

障がい者においては、「障がい」や「障がいのある人」への正しい理解を広く浸透させ、地域での自立生活を可能とする体制や仕組みを整え、障がい者にとって安全・安心な生活環境と生きがいつくりを行っていく。

②子育て支援

妊娠・出産期の健康づくり支援や子育てする上での相談窓口の提供を図るほか、多様な幼児教育・保育サービスの提供、保育施設の整備等も民間施設等と調整を図りながら進めていく。

また、子どもと親が安全で安心に暮らすことのできる環境づくりに向け、放課後児童対策や地域と親子が一体となって子育てできる環境づくりを推進する。

③コミュニティ

地域の抱える課題の解決や災害時等における住民相互の協力体制を確保するため、地域活動を通じてコミュニティの必要性について意識啓発を図るとともに、自治会や地域活動への支援や情報提供、様々な団体の連携、活動拠点整備の支援などを推進する。

また、空き家情報登録制度等の各種施策の推進や過疎対策、地域おこし協力隊の活用などにより、市内への定住促進や山間地域等の地域づくり、高齢化集落対策などにも努める。

(5) 文化性

①生涯スポーツ・生涯学習の推進

生涯スポーツの推進については、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進を図るほか、「する」「観る」「支える」といった様々なスポーツ活動への関心を高め参加を促すため、スポーツ情報を広く発信する。また、競技人口の底辺拡大と競技レベル向上のた

め、競技スポーツや特色あるスポーツの普及・促進に努める。

生涯学習の推進については、推進体制の充実を図るほか学習機会やその学習成果の活用場の提供、地域づくり・まちづくりに取り組む人材の育成、青少年達の活動しやすい環境の整備等を行う。

②文化芸術の振興・継承と芸能保存

市内に所在する文化財を活用したまちづくりを推進し、保護及び活用体制の充実を図っていく。また、市内の文化財の調査・研究の促進を図り、新たな文化財候補の発掘や指定・保存をしていく。

地域に伝承されている指定民俗文化財については、保存・継承を支援するとともに、映像記録の公開など、広く普及するための活動を行う。

2 生活環境施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、水資源の涵養や国土保全・生活環境保全など大きな役割を果たしている。このため、農業振興と森林整備、その他林業の振興に関することは密接に関連している。そのため、農業及び林業の一体的整備・間伐材の利用等農家と林家を一体的に捕らえて、森林の持つ公益的機能を維持・活用した森林公園等を整備し、地域住民の交流、生活環境の改善に努め、木材の持つ心の安らぎを生かした施設の整備を推進する。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

地域住民の積極的な参加を得ながら、農道等の整備をはじめ農村と都市部住民との交流を図り、魅力的な潤いと安らぎのある農村社会を建設する。

第9 付図

別 添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）

別 記 農用地利用計画

（1）農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

別記 農用地利用計画のとおりとする。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

（2）用途区分

別記 農用地利用計画のとおりとする。